

日本オーラル・ヒストリー学会奨励賞規約

(目的)

第1条

第1条 日本オーラル・ヒストリー学会会則第2条に定めた本学会の目的をふまえ、オーラル・ヒストリーの研究を進め、日本でオーラル・ヒストリーをより広め、その発展に寄与するために、オーラル・ヒストリー研究に関する将来性に富み、奨励に値する、優れた研究業績を顕彰するため、日本オーラル・ヒストリー学会奨励賞(著書の部、論文の部)を設ける。

2 顕彰は2年に1回とする。

(受賞資格者)

第2条 受賞資格者は、受賞時において本学会に在籍する会員で顕著な研究業績を公刊し、今後一層の日本のオーラル・ヒストリー研究の発展への寄与が期待される学会会員とする。

(受賞対象)

第3条

前条で定める受賞資格者が公刊した著書または論文で、以下のいずれかに該当するものを対象とする。

- 一 著書の部：著者の最初の単著書
- 二 論文の部：単著論文

(選考委員会)

第4条 本賞の選考を行うために、日本オーラル・ヒストリー学会奨励賞選考委員会を設置する。選考委員の委嘱は、理事会の議を経て、会長が行う。これに関する細則は別に定める。

(選考の方法および公表)

第5条 選考委員会は、受賞年の3年前の10月1日から前年10月末日までの2年間に公刊された著書および論文について会員の自薦・他薦を受ける。著書は出版社を問わないが、論文は『日本オーラル・ヒストリー研究』に掲載された投稿論文を対象とする。その上で作成された著作一覧をもとに、受賞対象を選考する。選考結果は、顕彰する年の7月末日までに、選考理由とともに理事会に提案され、理事会はこれをもとに受賞対象を決定し、総会において公表する。なお、選考方法の詳細は奨励賞選考委員会内規に定める。

(受賞対象件数)

第6条 受賞対象件数は著書の部、論文の部それぞれ2件以内とする。「該当なし」とすることを妨げない。

(規約の決定)

第7条 本規約の決定については、総会の議決を要する。

(付則)

1. 本規約は2022年9月11日より施行する。
2. 第1回顕彰については、過去4年間に発表された論考を選考対象とする。
3. 以後の変更については理事会の決定に従う。